

大分県報

平成二十八年
号外（四〇）
三月三十一日

（木曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局文書管理規程等の一部改正……………一
大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部改正……………一

告示

大分県水防信号規程の一部改正……………二

監査委員訓令

大分県監査事務局処分規程の一部改正……………三

病院局訓令

大分県病院局職員服務規程の一部改正……………三
大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程……………四

○病院局管理規程

大分県病院局文書管理規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

大分県病院局長 田代英哉

大分県病院局管理規程第六号

大分県病院局文書管理規程等の一部を改正する規程

（大分県病院局文書管理規程の一部改正）

第一条 大分県病院局文書管理規程（平成十八年大分県病院局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「不服申立関係文書」を「審査請求関係文書」に改める。

（大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正）

第二条 大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十八年大分県病院局

管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「財団法人暴力追放大分県民会議（平成三年八月八日に財団法人暴力追放大分県民会議という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人暴力追放大分県民会議」に改める。

第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「60日」を「3箇月」に改める。

第十一号様式中「公益財団等」の次に「又は不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に、「第16条」を「第16条第1項」に改める。

（大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正）

第三条 大分県病院局長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第四号様式、第五号様式、第十一号様式、第十四号様式及び第二十号様式中「60日」を「3箇月」に改める。

「開示決定等
訂正決定等
利用停止等決定等
請求に係る不作為」

第二十三号様式中「訂正決定等
利用停止等決定等」を「開示決定等
訂正決定等
利用停止等決定等
請求に係る不作為」に改める。

「審査請求」に、「第29条」を「第29条第1項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの規程の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十八年三月三十一日

大分県病院局長 田代英哉

大分県病院局管理規程第七号

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第

十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第四条」を「第三条」に改める。

第十三条第二項第二号中「している職員」の下に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第二百十四号

大分県水防信号規程（昭和三十三年大分県告示第七百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三条を削る。

第二条中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（標識）

第二条 法第十八条の標識は、第一号様式とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（身分証票）

第四条 水防法第四十九条第二項の規定による大分県の職員の身分を示す証票は、第二号様式とする。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）



約90センチメートル

約90センチメートル

第2号様式 (第4条関係)

(表)

第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	

上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。

平成 年 月 日

大分県知事

印

(裏)

(1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。

(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。

(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。

(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第三号様式及び第四号様式を削る。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

○ 監査委員訓令

大分県監査委員訓令第一号

大分県監査事務局

大分県監査事務局処務規程（昭和四十八年大分県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

大分県代表監査委員 米 濱 光 郎

第九条の見出しを「（服務等）」に改め、同条中「服務」の下に「及び人事評価」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○ 病院局訓令

大分県病院局訓令第二号

本 局

大分県病院局職員服務規程（平成十八年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

正す。

平成二十八年三月三十一日

大分県病院局長 田 代 英 哉

第五十条の見出し中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に改め、同条中「営利企業に従事しよう」を「営利企業への従事等の許可を受けよう」に、「営利企業等従事」を「営利企業への従事等」に改める。

第十八号様式中「営利企業等従事」を「営利企業への従事等」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第三号

本 局
病 院

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

大分県病院局長 田 代 英 哉

第五条第一項中「六月を超えない」を「六月以内で、かつ、一会計年度内の」に改め、同条第三項中「予算上の措置が講ぜられないため」を「第一項の規定により任用期間を一会計年度内とするため」に、「及び職員」を「職員」に、「については」を「その他病院局長が必要と認めるものについては、同項の規定にかかわらず」に改める。

第八条第三項第一号中「人事委員会の競争試験」を「職員の任用に関する規則（昭和三十三年人事委員会規則第十一号）第九条第一項第一号から第四号までに掲げる採用試験」に改める。

第十条に次の二項を加える。

3 臨時的任用職員が、一日の勤務時間の一部について勤務しないとき（第十五条第一項から第六項までに規定する有給休暇を承認されたときを除く。）は、その日給については、その勤務しない時間につき一時間当たりの給与額を減額して支給する。この場合において、勤務しなかった時間数に一時間未満の端数を生じたときは、その端数が三十分以上のときはこれを一時間とし、三十分未満のときはこれを切り捨てる。

4 前項に規定する一時間当たりの給与額は、日給の額を一日の勤務時間で除して得た額とする。この場合において、その額に一円未満の端数を生じたときは、その端数が五十銭以上るときはこれを一元とし、五十銭未満のときはこれを切り捨てる。

第十五条第九項中「（昭和四十年法律第四百十一号）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第三号を第七号とし、第二号の次に次の四号を加え、同項を同条第八項とする。

- 三 妊娠中又は出産後一年以内の女性職員が、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合
- 合 妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回（医師等の特別の

指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間

四 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合 その都度必要と認める時間

五 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内でおの必要と認める時間

六 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合 十四日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

第十五条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「更新」の下に「又は延長」を加え、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 長期臨時職員の任用期間が延長されたときは、採用又は更新の日から延長後の任用期の末日までを任用期間として前二項の規定により算定した年次有給休暇の日数から、前二項の規定により付与した年次有給休暇の日数を控除した日数の年次有給休暇を付与する。ただし、任用期間が延長された育休代替臨時職員等に対する年次有給休暇の付与の時期及び日数については、別に定める。

第七号様式中「母体」の次に「胎児」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。